

堺市社会福祉審議会 令和2年度 第1回高齢者福祉専門分科会 資料内容説明書

1 「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（平成30～32年度）」の進捗状況について（介護保険課、長寿支援課、介護事業者課）

「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画」は、高齢者施策を総合的に推進しながら、本市における地域包括ケアシステムの構築に向けた道筋を示すものとして、平成30年に策定した。

本計画は平成30年度からの3年間を計画期間としており、令和元年度の進捗状況を報告する。

資料1-1

「1 高齢者等の状況」について、「1 (1) 高齢者人口等の推移」は概ね計画値通りで、高齢化率は上昇し続けており、令和2年度は5月末時点で28.1%となっている。また、表の通り65歳から74歳の人口は減少し、75歳から84歳、85歳以上の人口はともに増加し続けている。

「1 (2) 高齢者の世帯状況」は、一人暮らし高齢者数、高齢者のみ世帯ともに増加し続けており、一人暮らし高齢者数は、高齢者全体の約3割となっている。

「1 (3) 要介護等認定者数の状況」は、概ね計画値通りとなっており、令和2年4月末時点で55,544人となっている。

65歳以上認定率も、令和2年度は4月末時点で23.3%となっている。認定率の全国平均は18%で、本市の認定率は全国平均より約5ポイント高くなっている。特に要支援者の認定率が全国平均5%に対し本市は9%であり、約4ポイント高い状況である。

「2 介護保険サービスの利用状況」について、「2 (1) 介護保険サービスの種別利用状況」は居宅サービスが7割以上を占めている。

「2 (2) 介護度別サービス利用割合」は、上記「2 (1)」の表を介護度別に表したものである。

「2 (3) 施設サービスの利用者に占める重度別利用者数」では、要介護4、5の重度者の利用率年度推移はほぼ横ばいとなっている。

「3 第7期介護保険事業計画における介護保険サービスの種別利用状況」について、表中の数値はひと月の利用人数である。令和元年度の実績値が計画値を上回っているサービス（対計画比が100%を超えているもの）のうち、1番の訪問介護、4番の訪問リハビリテーション、13番の介護予防支援・居宅介護支援については、12番の特定施設入居者介護の実績値が計画値より下回っていることが影響している。

「4 介護保険サービス給付費等の推移」について、「4 (1) 保険給付費」は実績値が計画値を下回っている。

「4 (2) 地域支援事業費」も、実績値が計画値を下回っている。

「4 (3) 介護保険事業特別会計経理状況」については、令和元年度の単年度収支は約8億円の黒字となっている。

堺市社会福祉審議会 令和2年度 第1回高齢者福祉専門分科会 資料内容説明書

「4 (4) 基金の状況」は、令和2年5月末時点で積立額は34億4665万円となっている。

「5 第1号被保険者保険料の賦課・収納状況」について、「5 (1) 所得段階別第1号被保険者数」は表の通りである。

「5 (2) 保険料収納状況」については、収納率は平成30年度と比べほぼ横ばいであり、令和元年度は96.4%となっている。

本計画は7つの重点施策に沿って施策展開を図っており、各施策の進捗状況については、[資料1-2](#) [資料1-3](#)のとおりである。計画目標である「生活の安心を支える」「すこやかに暮らす」「いきいき暮らす」の実現に向けて、引き続き取組を進めていく。

[資料1-4](#)のとおり、本計画に基づく介護保険施設等の選定状況は、令和2年7月現在、広域型特別養護老人ホームは、新設が2施設、増床が2施設。地域密着型特別養護老人ホームは、新設が1施設。介護老人保健施設は、増床が1施設。高齢者グループホームは、新設が3事業所、増床が1事業所である。また、小規模多機能型居宅介護と看護小規模多機能型居宅介護は、それぞれがない圏域又は区域において募集を行い、それぞれの新設は1事業所ずつである。特定施設入居者生活介護は、既存施設からの転換と新設を合わせて15事業所である。

2 「堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画（令和3～5年度）」の策定について（長寿支援課）

令和元年度においては、高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画策定の基礎資料とするため、高齢者実態調査を実施した。調査方法や結果概要等については、[資料2-1](#)のとおりとなっている。

【(1)各リスクの判定結果について（2ページ）】

いくつかの調査項目から点数化を行い、フレイル（加齢による虚弱状態）などのリスクを判定した。フレイルと判定された高齢者の方は全体の11.1%となった。

【(2)在宅生活について⑤（5ページ）】

人生の最終段階における医療・療養について話し合っているかについては、一般高齢者・要支援者の43.8%の方が、自身の希望を話し合った経験がある一方で、話し合ったことがない方は50.8%という結果であった。

【(3)住み慣れた地域で暮らし続けることについて①（6ページ）】

自宅や住み慣れた地域で暮らし続けるために必要なことについては、かかりつけ医を持つことと考える方の割合が最も高く、次いで、介護サービスに

堺市社会福祉審議会 令和2年度 第1回高齢者福祉専門分科会 資料内容説明書

関する項目が高くなった。

【(4) 地域での活動について① (7 ページ)】

地域活動の参加状況については、一般高齢者・要支援者の 61.9%の方が何らかの地域活動に参加しており、24.7%の方が参加していないという結果であった。

概要資料には示していないが、年齢が上がるにつれて割合が低くなっており、65～69 歳の方が 67.5%で最も高くなった。

【(5) たすけあいについて② (9 ページ)】

災害発生時に近所の人と声を掛け合って避難できるかについては、73.5%の方が『できる』、11.9%の方が「普段から近所付き合いがあまりない」などの理由で『できない』という結果であった。

【(6) 認知症について (10 ページ)】

あなたや家族が認知症になったとしたら不安に思うことにはあるかについては、「精神的に疲れる」が 45.7%で最も高く、次いで「火の不始末や徘徊（はいかい）などの行動が心配」が 44.9%、「どのような介護サービスを受けられるのかわからない」が 43.5%と続いた。

平成 28 年度調査と比較すると、「わからない」「不安はない」以外のすべての項目で令和元年度調査の割合が平成 28 年度調査よりも低くなった。

【(7) 介護者について (11 ページ)】

主な介護者は誰かについては、「子」が 46.5%で最も高く、次いで「配偶者」が 35.4%、「子の配偶者」が 8.1%と続いた。

概要資料には示していないが、主な介護者の年齢については、「50 代」が 27.6%で最も高く、次いで「70 代」が 23.4%、「60 代」が 23.3%と続いた。

今年度は資料 2-2 のとおり、令和 3～5 年度を計画期間とする第 8 期介護保険事業計画の策定年であり、引き続き高齢者保健福祉計画と一体で策定をすることとしている。また、計画策定に当たっては、国、大阪府の計画指針を踏まえ、本市総合計画を上位計画とし、地域福祉計画を基盤とし、健康増進計画など関連分野の計画と調和を図りつつ策定する。

近年の状況としては、2025 年に団塊の世代が全て 75 歳以上となり、2040 年には団塊ジュニア世代が 65 歳以上となることから、高齢者人口のピーク、介護ニーズの高い 85 歳以上人口の急増が見込まれている。このため、2025 年以降は現役世代（担い手）の減少が顕著であり、介護人材の不足等、地域の高齢者介護を支える人的基盤の確保が課題となっている。

こうした状況を視野に、現在国からは介護保険制度の見直しに向けて、「1. 介護予防・地域づくりの推進」「2. 地域包括ケアシステムの推進」「3. 介護現場の革新」という 3 つの方針が示されている。また、第 8 期計画において

堺市社会福祉審議会 令和2年度 第1回高齢者福祉専門分科会 資料内容説明書

記載を充実する事項として、地域共生社会の実現に向けた考え方や取組の充実などが国において議論されている。

これらの国の動きとあわせて、本市としての特徴、例えば超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例を定めている点などを踏まえ、本市において、高齢者ができるだけすこやかに、いきいきと毎日を過ごし、何らかの支援が必要になったときも自分らしさを失わず、住み慣れた地域で安心して暮らし続けることができるよう、本計画の基本理念や柱立てをはじめ、計画案の検討などの策定作業を進めていく。

なお、本計画策定にあたっては、堺市社会福祉審議会 高齢者福祉専門分科会において審議を行い、庁内委員会等においても意見をいただきながら、取り組む。

3 地域包括支援センター運営法人の公募について（地域包括ケア推進課）

資料 3-1

高齢化の進展とセンターの認知度の向上に伴い、相談件数が増加し、地域包括支援センターの業務負荷が増大している。また、地域包括ケアシステムの構築を推進していく上で、域包括支援センターの機能強化が求められており、地域包括支援センターの役割が増々重要なものとなっている。

そのような背景から、平成30年度第3回地域介護サービス運営協議会において、地域包括支援センターのあり方を検討することとし、地域包括支援センター運営体制検討部会を設置した。部会では「地域包括支援センター運営法人の公募の導入」「地域包括支援センターの機能強化」「基幹型包括支援センターの今後の方向性」について検討を行った。

その結果、契約の公平性及び一定のサービス水準の担保の観点から、令和3年度からの地域包括支援センター運営法人の公募を実施することとなった。また、地域包括支援センターについては、令和3年度以降の体制強化実施に向けて令和2年度に機能強化の手法についての検証を行う。基幹型包括支援センターは、今後強化すべき機能の整理、明確化を行った。

資料 3-2

「1 公募方法の概要」のとおり、業務の継続性と、堺市高齢者保健福祉計画・介護保険事業計画の期間との整合を鑑み、令和3年度から令和8年度までの6年間の運営法人の公募を令和2年7月1日から開始した。

契約の公平性と新規参入の機会確保の観点から、全21圏域を対象に、応募資格では法人格を限定せず広く公募し、選定において評価を行うほか、既存の運営法人は、過去の活動状況の評価結果により加算・減算を行うことで、質の

堺市社会福祉審議会 令和2年度 第1回高齢者福祉専門分科会 資料内容説明書

高い法人が選定される仕組みとした。

8月下旬の募集締切の後、10月中に選定を行う予定で進めている。

4 堺市地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画「よりそい安心ほっとプラン」の策定について（地域包括ケア推進課）

資料 4-1 資料 4-2 資料 4-3

超高齢社会の進行に伴い、介護の重度化やひとり暮らし高齢者の増加、高齢者同士の介護、複数の課題を抱える世帯の増加など、高齢者を取り巻く課題やニーズが多様化する中、市民・事業者・行政が各々の役割を見直し、地域の課題に対し、支えあいや連携のルールに基づき、協力する仕組みづくりが必要である。

このような背景から、可能な限り住み慣れた地域で、人生の最期まで自分らしくいきいきと暮らし続けられるまちの実現に向け、市の責務や市民、関係機関の役割を明確化し、連携及び協働して、地域包括ケアシステムを推進するため、平成30年10月に「堺市超高齢社会に対応するための地域包括ケアシステムの推進に関する条例」を施行した。

また、同条例第4条第1項に基づき、本市は、地域包括ケアシステムの推進に関する施策に係る総合的な計画「よりそい安心ほっとプラン」を策定し、令和2年3月には同計画の概要版（要覧）も作成した。

同計画は、2026年度までの方向性を示した長期計画と、より詳細な取組を示した中期計画から構成され、「医療・介護・介護予防・住まい・生活支援」の5つの要素ごとに施策を記載し、毎年度、検証や進捗管理を行いながら、内容を更新していく。

5 堺市立の高齢者福祉施設のあり方に関する基本指針について（長寿支援課）

資料 5-1 資料 5-2

当課が所管している市立の高齢者福祉施設として、養護老人ホームである堺市立八田荘老人ホームと、市内各区にある堺市立老人福祉センターがあり、これらの施設の今後のあり方の基本となる指針を令和2年3月に策定した。

【対象施設】

八田荘老人ホーム 1施設（中区）
老人福祉センター 7施設（堺・中・東・西・南・北・美原）

堺市社会福祉審議会 令和2年度 第1回高齢者福祉専門分科会 資料内容説明書

【八田荘老人ホームについて】

経済的理由や環境上の理由により、在宅において一人で生活することが困難な高齢者に対するセーフティネットとしての機能を有する施設で、入所者を養護し、自立した日常生活や社会参加などへの支援を行うことを目的とした養護老人ホームである。

あり方検討の視点としては、養護老人ホームの必要性、民間活力の効果的な活用、市が果たすべき役割の3点を念頭に検討を進めた。

（今後の方向性）

民間事業者の持つノウハウを最大限に活かすことができる運営のあり方として、社会福祉法人に譲渡等を行い、令和4年度からを目途に民間の施設とする。

【老人福祉センターについて】

機能のあり方については、高齢者の各種相談に応じるとともに、健康の増進、教養の向上及びレクリエーションのための便宜を総合的に供与することを目的とする施設であり、入浴事業や、趣味活動のための貸室、各種講座の開催などを実施する施設である。

あり方検討の視点としては、高齢者も地域社会の担い手に、高齢者の社会参加の意義とニーズの多様性の2点を念頭に検討を進めた。

（今後の方向性）

- ・限られた資源や財源を有効に活用するために、老人福祉センターの事業内容を見直し、身近な地域における高齢者の介護予防や社会参加に資する事業へと転換を図る。
- ・老人福祉センターの入浴事業については、令和6年度までを目途に事業継続し、浴場設備の大規模改修は今後行わない。